

阿久比町工事施行等事務処理要領

第1節 通則

(趣旨)

第1条 この要領は、阿久比町が発注する建設工事（設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント及び物品の製造・販売・買受け・役務の提供等（法令等により営業の登録を必要としている設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントを除く。）を含む。以下「建設工事等」という。）について、阿久比町契約規則（昭和59年阿久比町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。ただし、あいち電子調達共同システム（CALS/E C及び物品等。以下「電子調達システム」という。）を利用する阿久比町電子入札取扱要領に係る入札（以下「電子入札」という。）による場合は、電子入札の方法を優先するものとする。

(契約の締結)

第2条 発注に係る契約は、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）の方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札又は随意契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条又は第167条の2で定める場合に該当するときに限り、これによることができるものとする。

(入札参加資格の告示)

第3条 入札参加資格の告示は、隔年の入札参加資格審査受付日約1ヶ月前に翌年度及び翌々年度に阿久比町が執行する入札等に参加する者に必要な資格、入札参加資格申請の時期及び方法、その他必要な事項（以下「定時受付」という。）について、自治令第167条の5又はこれを準用する自治令第167条の11の規定に基づく手続を行わなければならない。

2 前項の告示は、阿久比町公告式条例（昭和46年阿久比町条例第22号）第2条第2項に定める掲示場に掲示するものとする。

3 第1項の公示をした場合は、速やかに当該写しを阿久比町のホームページ及び電子調達システムの入札情報サービスサブシステムに掲載するものとする。

(定時受付)

第4条 定時受付は、前条第1項の告示の内容に従って、入札等に参加を希望する者から、入札参加資格審査申請書等必要書類を提出させ、書類審査の結

果、資格が有ると判断した者について阿久比町入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成するものとする。ただし、入札参加資格の審査及び格付は、阿久比町指名競争入札等参加資格審査事務取扱要領による。

- 2 定時受付は、電子調達システムの入札参加資格申請サブシステムを利用した電子による申請とする。

（随時受付）

第5条 随時受付は、前条に規定する定時受付を実施した後、入札参加資格を決定した日から新たに入札等に参加を希望する者、入札参加資格の内容に変更が生じた者、支店・営業所等を追加する者及び事業を廃止した者に係る受付をすることができる。

- 2 前2条の規定は、随時受付について、これを準用する。

（設計書の作成）

第6条 建設工事等を施行しようとするとき、又は建設工事等の内容を変更しようとするときは、設計書、設計図面及び特記仕様書等（以下「設計図書」という。）又は変更設計書その他必要な設計図書を作成するものとする。

- 2 前項に規定する設計書及び変更設計書の作成部数は、次に掲げる決裁用の1部を除いては金抜きとするものとする。

(1) 設計書 次条に規定する決裁用の1部及び契約用の2部とする。

(2) 変更設計書 第31条に規定する決裁用の1部及び契約用の2部とする。

（予算執行の伺い）

第7条 建設工事等を施行しようとするときは、予算執行書（様式第1）を作成し、前条第1項の設計図書と併せて決裁を受けるものとする。

第2節 一般競争入札

（入札案件付議書等）

第8条 阿久比町制限付一般競争入札要領、阿久比町事後審査型制限付一般競争入札要領、阿久比町工事関係委託事後審査型一般競争入札及び阿久比町物品等入札後資格確認型一般競争入札（以下「一般競争入札要領」という。）に基づく入札（以下「一般競争入札」という。）を施行しようとするときは、阿久比町競争入札等審査事務取扱要領（以下「審査要領」という。）第3条の審査基準により、入札案件付議書（審査要領様式第1）を指定された日までに、阿久比町指名審査会（以下「審査会」という。）に提出するものとする。

- 2 この要領に規定のない事項は、一般競争入札要領の規定によるものとする。

（入札の公告）

第 8 条の 2 入札の公告は、一般競争入札要領に基づき、規則第 8 条に基づく公告の手続を行わなければならない。

2 前項の公告は、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「政令」という。）第 6 条に規定する期日までにしなければならない。

（設計図書の閲覧）

第 9 条 設計図書の閲覧は、前条の規定により公告した内容に従い、一般競争入札に付そうとする建設工事等に係る設計図書を閲覧に供するものとする。

2 前項の規定による設計図書の閲覧を求められたときは、閲覧申請書に住所、氏名及び商号又は名称の記入を求め、これを整理しておくものとする。

（入札参加申請の受付）

第 10 条 一般競争入札に参加を希望する者は、第 8 条の 2 の規定により公告した内容に従い、一般競争入札要領に基づく書類を提出させるものとする。

2 前項の規定による入札参加の申出があったときは、第 4 条に規定する有資格者名簿と照合し、ここに登載されている者以外の者からの入札参加の申出は却下するものとする。

（入札参加資格の審査）

第 11 条 競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を受理したときはこれを整理し、前条の規定により入札参加資格の有無について、審査要領に基づく審査会の審査に付さなければならない。

2 一般競争入札のうち阿久比町事後審査型制限付一般競争入札、阿久比町工事関係委託事後審査型一般競争入札及び阿久比町物品等入札後資格確認型一般競争入札にあたっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）を落札候補者とし、落札候補者の次の価格で入札した者を次順位者とし、前条の規定により入札参加資格の有無について、審査要領に基づく審査会の審査に付さなければならない。

3 入札参加資格の有無を審査会に付する場合は、各課等の長は前 2 項の規定により確認申請書一覧表を作成し、総務部検査財政課内に置く審査会事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

4 審査会は、第 1 項又は第 2 項に規定する入札参加資格を審査したときは、速やかに当該審査結果を町長に報告しなければならない。

5 町長は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該入札参加資格の有無を決定するものとする。

6 前2項の事務処理は、事務局が行うものとする。

(入札参加資格の通知)

第12条 一般競争入札の入札参加資格の有無が決定されたときは、競争参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により、入札参加を申し出た者に通知するものとする。

(設計図書の配布)

第13条 一般競争入札に参加を希望する者が、設計図書の配布を希望した場合は、有償にて配布するものとする。

2 電子調達システムの入札情報サービスサブシステムに設計図書を掲載した場合は、この限りでない。

(予定価格の決定)

第14条 予定価格の決定は、予定価格書(様式第4)に、所要事項(予定価格書の予定価格及び最低制限価格、又は調査基準価格及び失格判断基準価格の欄を除く。)を記入し、入札執行日の3日前までに阿久比町決裁規程(昭和47年阿久比町規程第3号。以下「決裁規程」という。)に規定する予定価格書の決定者(以下「予定価格書決定者」という。)に提出するものとする。

2 予定価格書決定者は、予定価格書を受け取ったときは、予定価格及び最低制限価格、又は調査基準価格及び失格判断基準価格(予定価格以外は建設工事のみ適用)を記入し、記名、押印並びに封印する。なお、この時に用いる印鑑は私印とする。

3 前項の規定による予定価格書の保管は、総務部検査財政課長が入札執行日まで保管するものとする。

(入札の執行)

第15条 入札は、阿久比町入札者心得書(以下「入札者心得書」という。)に基づいて行うものとする。

2 契約担当者(規則第2条第1号に規定する担当者をいう。以下同じ。)は、入札に際し次に掲げる事項を確認しなければならない。

(1) 入札参加者から、確認通知書(写しも可)を提示させ、入札参加資格の有無を確認する。

(2) 入札参加者が代表者の場合は、免許証等身分を証明できるものを提示させ、代表者本人であることを確認する。

(3) 入札参加者が代表者以外の社員の場合は、社員証等身分を証明できるものを提示させ、当該社員である旨を確認し、委任状を提出させる。

3 契約担当者は、入札参加者に当該入札に係る入札金額を記載した入札書(入

札者心得書別記様式)を封入及び封印させ、入札箱に投入させるものとする。
この場合において、工事費内訳書(又は内訳書。以下同じ。)を必要とする入札の場合は、当該内訳書を同時に提出させるものとする。

- 4 契約担当者は、記載内容を確認したうえ、入札漏れのないことを確認し、開封を宣言し、入札書の開封及び一般競争入札執行調書(様式第5。以下「入札執行調書」という。)を作成するものとする。この場合における工事費内訳書の審査、入札書の開封及び入札執行調書への記載は、補助者をして行うことができる。
- 5 契約担当者は、前項の入札書の開封の結果、全ての入札参加者の入札金額が予定価格に達しない場合は第2回目の入札を執行し、なお予定価格に達しない場合は第3回目の入札を執行する。入札執行の回数は3回を限度とし、第2回及び第3回の入札方法は、第1回の入札方法と同様とする。ただし、阿久比町公共工事等に係る情報の公表事務取扱要領第2条第1項第4号クに規定する予定価格の事前公表の対象となる入札は、入札回数を1回とする。
- 6 前項の規定により、第3回の入札を執行しても、なおいずれの入札参加者の入札金額とも予定価格に到達せず不調となったときは、随意契約に切り替え第3回の最低価格入札者との協議によることができる。
- 7 前項の規定に基づき、第3回の入札執行の結果、入札が不調となったとき、又は随意契約に切り替えてもなお協議が整わなかったときは、審査会に協議し、その対応を講ずるものとする。
- 8 第11条第2項の規定による入札参加資格の有無を要する開札にあたっては、資格確認後、落札者を決定する。

(入札の不成立等)

第15条の2 町が発注する制限付一般競争入札は、原則入札参加者が1者のみのときは入札を取り止めるものとする。

- 2 入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止めることを公告文等に明示するものとする。
- 3 入札を取り止める時期は、次の各号に掲げるところにより、当該各号に掲げる時点とする。
 - (1) 確認申請書の提出期限において、1者のみの応募の場合 1者応募を確認した時点
 - (2) 競争参加資格確認後、1者の応募と判明した場合 確認通知書を送付する時点
 - (3) 確認申請書の提出期限において、2者以上の応募があった場合 入札開始

を宣言した時点で、入札参加者が入札会場に1者しかいないことまたは応札者が1者しかいないことを確認した時点

- 4 入札を取り止めた案件を再公告する場合は、審査会に協議し、競争参加資格の見直しを行うものとする。
- 5 再公告して行う入札の公告文には、「入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止める」旨の明記はしないものとする。なお、再公告案件の場合は、1者入札を有効とする。
- 6 一般競争入札に付するもののうち、専門性が高く、かつ、緊急性や継続性が必要な案件で、過去の応札状況等から判断して複数の入札参加が見込めない案件の場合は、事前に審査会において、1者のみの応募の場合でも入札を実施するか否かの決定を行うものとする。

(設計図書の取扱い)

第16条 削除

(入札結果の公表)

- 第17条 一般競争入札を執行したときは、阿久比町公共工事に係る情報の公表事務取扱要領第4条の規定に基づき、速やかに閲覧に供するものとする。

第3節 指名競争入札

(指名業者の選定)

- 第18条 建設工事等の発注に際し、指名競争入札を執行しようとするときは、第4条に規定する有資格者名簿に登載されている者の中から阿久比町指名競争入札等業者選定要領の規定に基づき、指名業者を選定しなければならない。

(指名業者の決定)

- 第19条 前条の規定により指名業者を選定したときは、指名業者推薦書(審査要領様式第1)を作成し、これを審査会の審査に付さなければならない。ただし、1件130万円以下の案件については、審査会の審査を省略することができる。

- 2 審査会の審査に付す案件(以下「審査案件」という。)について、前項の規定による指名業者推薦書を作成したときは、指定された日までに審査会へ提出しなければならない。
- 3 審査会は、審査案件を審査したときは、当該審査の結果を速やかに町長に報告しなければならない。
- 4 町長は、前項の報告を受けたときは速やかに指名業者を決定し、指名業者等決定書(審査要領様式第2)により、各課等の長に通知するものとする。

5 前2項の事務処理は、事務局が行うものとする。

6 前項の事務取扱は、審査要領によるものとする。

第20条 前条第1項ただし書きの規定により、審査会の審査を省略したものに係る指名業者の決定にあたっては、各課等の長は指名業者調書により、決裁規程の決裁を受けた後、入札執行の日時等を事務局と調整しなければならない。

(指名業者への通知)

第21条 指名業者が決定されたときは、入札執行の日時等を指名競争入札通知書(様式第2)により指名業者に通知するものとする。

2 前項の指名業者への通知は、政令第6条の規定に基づき、適切な見積期間を考慮して手渡すものとする。この場合、第6条第2項に規定する設計図書は、閲覧できるように整えておくものとする。

3 前項の規定による設計図書の閲覧を求められたときは、第9条第2項の規定を準用する。

(準用規定)

第22条 第9条、第14条、第15条及び第17条の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。この場合において、第15条第2項第1号中「確認通知書」とあるのは「指名競争入札通知書」と、第17条中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、建設工事以外の入札は、第15条第3項及び第4項中「工事費内訳書」を適用しないものとするが、長期継続契約に係る入札の場合は、「工事費内訳書」を「内訳書」と読み替えるものとする。

第4節 随意契約

(見積書徴収業者の決定)

第23条 第15条及び第17条から第21条までの規定は、随意契約の場合にこれを準用する。この場合において、第15条中「入札執行調書、入札書」とあるのは「見積執行調書、見積書」と、第17条中「一般競争入札」とあるのは「見積徴収」と、第18条中「指名競争入札」とあるのは「随意契約」と、「指名業者を選定」とあるのは「随意契約に係る見積書徴収業者を選定」と、第19条中「指名業者推薦書」とあるのは「見積書徴収業者推薦書」と、「指名業者を決定」とあるのは「見積書徴収業者を決定」と、「指名業者等決定書」とあるのは「見積書徴収業者決定書」と、第20条中「指名業者の決定」とあるのは「見積書徴収業者の決定」と、「指名業者調書」とあるのは「見

積書徴収業者調書」と、第21条中「指名業者」とあるのは「見積書徴収業者」と、「入札執行」とあるのは「見積書の徴収」と、「指名競争入札通知書（様式第2）」とあるのは「見積書徴収通知書（様式第3）」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の場合において、建設工事以外の随意契約は、第15条第3項及び第4項中「工事費内訳書」を適用しないものとするが、長期継続契約に係る随意契約の場合は、「工事費内訳書」を「内訳書」と読み替えるものとする。

（予定価格の決定）

第24条 第14条の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。この場合において、「入札執行日」とあるのは「見積書徴収の日」と読み替えるものとする。

（執行調書の作成）

第25条 第21条の規定を準用する第24条の規定により見積書を徴収した場合は、見積書徴収の経過及び結果について、見積執行調書（様式第5）を作成しなければならない。

第5節 契約の履行

（契約の締結）

第26条 契約の相手方が決定したときは、落札決定後7日以内に契約書（様式第7）を2部作成し、支出負担行為の決裁区分による決裁権者（以下「決裁権者」という。）の決裁を受けた後、契約の締結をするものとし、1部を保管するものとする。なお、契約金額が50万円以下の場合は請書（様式第8）に替えることができる。

2 前項の場合において、阿久比町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿久比町条例第20号）第2条及び第3条に規定する議会の議決に付する契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を付した仮契約書（様式第7）を2部作成し、決裁権者の決裁を受けた後、仮契約の締結をするものとし、1部を保管するものとする。

3 前項の仮契約の締結後、議会の議決を得たときは、契約の相手方に本契約を成立させる旨の意思表示を速やかに通知（様式第49）し、本契約としての効力が生じるものとする。

（支出負担行為）

第27条 前条の規定により契約を締結した建設工事等について、速やかに阿

久比町予算決算会計規則（昭和51年阿久比町規則第4号。以下「会計規則」という。）に規定する支出負担行為決議書により、決裁権者の決裁を受けなければならない。

2 前項の決裁の起案日及び決議日は、前条の契約締結の日と同一日とする。

（監督員の任命）

第28条 監督員を任命したときは、任命（通知）書（様式第9）により、決裁権者に決裁を受けなければならない。ただし、建設工事以外の業務のうち、その必要がないと認めるときは監督員を置かないことができる。

2 監督員の任命時期は、契約締結時とする。

3 前項の規定により監督員を任命したときは、その職、氏名等を契約締結後5日以内に、監督員通知書（様式第9-1）により契約者に通知するものとする。

4 第1項の規定により監督員に任命された者の一般的な職務は、規則第53条に規定するもののほか、別に定める阿久比町監督要領によるものとする。

（工程表等の提出）

第29条 第26条の規定により契約を締結したときは、第1号及び第3号に掲げる書類を当該各号に定める期日までに提出させ、現場代理人等は第2号により契約締結後5日以内に提出させるものとする。

(1) 工程表（様式第10） 契約締結後5日以内

(2) 現場代理人等通知書（様式第11） 契約締結後5日以内

(3) 施工計画書（様式自由） 現場の工事に着手する日まで

2 建設工事等の内容及び施工方法が軽易であると認めるものにあつては、前項の規定にかかわらず同項第4号の施工計画書の提出を省略させることができる。

（設計変更の手続）

第30条 設計変更はその必要が生じた都度、町長が行わなければならない。

2 前項の設計変更のときは、遅滞なく第6条に規定する変更設計書を作成しなければならない。

3 前項の変更設計書は、変更予算執行書（様式第17）と併せて、阿久比町設計変更事務取扱要領の規定の基づき、決裁権者に決裁を受けなければならない。

4 前各項の事務手続は、監督員が行うものとする。

（変更契約の手続）

第31条 第26条及び第27条の規定は、変更契約の場合にこれを準用する。

この場合において、第26条中「契約の」とあるのは「変更契約の」と、「契約書」とあるのは「変更契約書（様式第18・19）」と、第27条中「契約」とあるのは「変更契約」とそれぞれ読み替えるものとする。

（変更工程表等の提出）

第32条 変更契約を締結したときは、当該契約が工期の延長に係る場合に限り、変更契約の契約締結後5日以内に契約者から次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 変更工程表（様式第10-1）

(2) 変更施工計画書（様式自由）

2 建設工事等の内容及び施工方法が軽易であると認めるものにあつては、前項の規定にかかわらず同項第2号の変更施工計画書の提出を省略することができる。

（契約期間の延長（契約者の申出による場合））

第33条 契約期間延長の申出は、契約期間延長申出書（様式第13）により、提出させるものとする。

2 前項の申出を承認するときは、契約期間延長承認通知書（様式第14）により、契約者に通知するものとする。

（契約期間の延長（契約者の申出によらない場合））

第34条 契約期間を延長するときは、契約期間延長協議書（様式第15）により、契約者と協議し、契約書に替えて契約者から承諾書（様式第16）を徴するものとする。

（損害金の徴収）

第35条 第33条の規定による契約期間の延長が、契約者の責めによるものであるときは、未履行部分相当額（1,000円未満の端数金額は、切り捨てる。）に遅延日数に応じ、年14.6パーセントを乗じて計算した金額に相当する損害金を徴収するものとする。

2 前項の損害金に100円未満の端数があるときは、相当金額は切り捨てる。

3 第1項の未履行部分相当額が100円未満であるとき又は損害金が100円未満であるときは、損害金は徴収しないものとする。

（未履行部分相当額）

第36条 損害金徴収のときにおける未履行部分相当額とは、契約金額から期間延長前の履行期日において検査した出来形に相当する額を差し引いた額とする。

（建設工事等の下請負）

第37条 請け負った業務委託の一部を一括して再委託させようとするときは、再委託承諾申出書（様式第20）に誓約書（様式第20-2）を添えて提出させるものとする。

2 前項の申出を承諾するときは、再委託承諾書（様式第21）により、契約者に通知するものとする。

3 請け負った建設工事等の一部を下請させようとするときは、工事下請負届（様式第22）を提出させるものとする。

（建設工事等の中止）

第38条 建設工事等を中止するときは、工事中止決定書（様式第23）により、契約者に通知するものとする。

2 建設工事等を中止したときは、その時点の出来形検査調書（阿久比町検査要領（以下「検査要領」という。）様式第2及び様式第2-2）を作成しておくものとする。

（契約解除）

第39条 契約を解除するときは、契約解除通知書（様式第24）により、契約者に通知するとともに、必要があるときは契約解除通知書（様式第25）により、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

2 契約解除に伴う精算は、出来形検査のうえ契約解除に伴う精算方法により精算額を確定し、精算通知書（様式第26）により契約者に、通知するとともに必要があるときは保証金請求通知書（様式第27）により、保証事業会社に通知するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第40条 権利義務の譲渡又は承継の申出は、工事譲渡（承継）承諾申出書（様式第28）により、提出させるものとする。

2 前項の申出を承諾するときは、工事譲渡（承継）承諾書（様式第29）により、契約者及び譲受（承継）人に通知するものとする。

（名称変更等の届出）

第41条 契約者の名称若しくは組織又は住所の変更があった場合は、名称等変更届（様式第30）を提出させるものとする。

（部分使用）

第42条 工事目的物等の引渡し前において出来形部分の一部又は全部を使用する必要があるときは、出来形検査のうえ部分使用協議書（様式第31）に

より契約者と協議して、部分使用同意書（様式第32）を徴収し、部分使用通知書（様式第33）により契約者に通知するものとする

（部分引渡し）

第43条 建設工事等の完成に先だって、工事目的物等の一部完了部分の引渡しを受ける必要があるときは、部分引渡し調書（様式第34）を作成のうえ部分引渡し協議書（様式第35）により契約者と協議し、承諾書（様式第36）を徴するものとする。

2 承諾書徴収後の事務手続は、全部完了の手続を準用し関係書類には一部完了である旨を明記するものとする。

3 部分引渡しに伴う請負代金の支払は、一部完了部分に対する請負代金相当額を支払うものとする。

（出来形検査）

第44条 契約者が当該契約に係る部分払を受けようとするときは、出来形検査申出書（様式第40）を提出させるものとする。

2 前項の規定による出来形検査申出書を受けたときは、速やかに出来形検査員を任命し、任命（通知）書（様式第9）により決裁権者に決裁を受けなければならない。

3 前項の規定による出来形検査員を任命された者は、任命後速やかに出来形検査を実施しなければならない。

（完了検査）

第45条 当該契約に係る建設工事等が完了したときは、直ちに契約者から完了届（様式第37）、修補補正が完了したときも修補補正完了届（様式第38）を提出させるものとする。

2 前項の規定による完了届を受けたときは、速やかに完了検査員を任命し、任命（通知）書（様式第9）により決裁権者に決裁を受けなければならない。

3 前項の規定による完了検査員を任命された者は、建設工事の契約にあっては14日以内に、建設工事以外の契約にあっては10日以内に、工事用物件等にあつては納入の都度、遅滞なく実施しなければならない。

4 前項の検査期限は、検査結果の通知の日まで含むものとする。

（検査の方法）

第46条 前2条に規定する出来形検査、完了検査及び建設工事の適正な履行を確保するために実施しようとする中間検査の方法等については、検査要領によるものとする。

（前金払）

第47条 規則第60条の規定による前払金の支払をしようとするときは、保証事業会社と契約者との間で締結された保証契約に基づく保証証書を添付した前払金請求書（様式第39）を提出させなければならない。

2 前項の請求書を受け取ったときは、会計規則に規定する支出命令書（以下「支払命令書」という。）により決裁権者の決裁を受けたうえで、30日以内に支払うものとする。

3 前項の規定により前払金の支払を受けた後、中間前払金を請求しようとする場合は、保証事業会社と契約者との間で締結された保証契約に基づく保証証書を添付した中間前払金請求書（様式3）を提出させるものとする。

4 前項の請求を受け取ったときは、中間前金払認定請求書（様式1）及び工事履行報告書（様式自由。写し）を提出させて、速やかに中間前払金の条件を満たしているかを確認し、中間前金払認定（却下）調書（様式2）を通知するものとする。

5 契約代金が著しく増額された場合、受領済みの前金払を差し引いた額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合において、契約者は、あらかじめ保証契約を変更した保証証書を提出しなければならない。

6 第3項及び前項の規定による請求があったときは、第2項の規定を準用する。

（部分払）

第48条 第43条第3項の規定による部分払金の支払をしようとするときは、出来形検査の合格通知を送付した日以後に部分払請求書（様式第41）を提出させなければならない。

2 前項の請求書を受け取ったときは、支出命令書により決裁権者の決裁を受けたうえで、30日以内に支払うものとする。

（精算払）

第49条 建設工事等の完了に係る契約代金の支払をしようとするときは、完了検査の合格通知を送付した日以後に請求書（様式第42）を契約者から提出させなければならない。

2 前項の請求書を受け取ったときは、支出命令書により決裁権者の決裁を受けたうえで、当該請求書が建設工事の契約に係るものにあつては、40日以内、建設工事以外の契約に係るものにあつては、30日以内に当該契約代金を支払うものとする。

第6節 補則

(工事台帳)

第50条 建設工事等が完了したときは、工事台帳(様式第43)を作成し、建設工事等の施工経過及び検査が完了した旨を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第51条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は関係法令及び別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 阿久比町工事施行等事務処理要領(平成31年3月25日施行)は、廃止する。